

長野県小学生バレーボール連盟細則（案）

本連盟の、運営を能率的且つ円滑にするため、次のように細則を定める。

（支部）

第1条 本連盟は、規約第4章に基づき次の支部を置く。

- (1) 北信東支部
- (2) 北信西支部
- (3) 上小支部
- (4) 佐久支部
- (5) 松塩木曾支部
- (6) 大北支部
- (7) 安曇野東筑支部
- (8) 諏訪湖支部
- (9) 上伊那支部
- (10) 飯伊支部

（支部役員）

第2条 支部には次の役員を置く。

支部長 1名

副支部長 若干名

理事長 1名

専門委員長 各1名

その他支部の必要に応じて

（支部の役割）

第3条 各支部は、本連盟と支部内チームの伝達・連絡・調整及び次の事項を行う。

- (1) 所属チームと本連盟とのパイプ役。
- (2) 日小連、県協会並びに本連盟開催の大会（県・地区・ブロック）運営。
- (3) 本連盟役員（評議員・理事・各専門委員）の選出。
- (4) 支部内のルール化の推進及び実践
- (5) 所属チームの指導方針の把握、選手数の拡大並びに運営の援助。

(6) 指導者への支援及び優れた指導者の発掘、育成。

(7) その他、支部として必要と認められる事業。

(名誉会長、顧問及び参与)

第4条 本連盟に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(役員の選考)

第5条 規約第5章に基づく役員を選出は別に定める。

(理事の選出)

第6条 規約第9条に基づく理事の選出は次のとおりとする。

(1) 各支部から1名

(2) 理事会で推薦された者

(3) 各専門委員長及び事務局長

(4) 各専門委員会の副委員長の内、会長が指名した者

(5) 前各項の他、会長が必要であると認めた場合は指名することができる。

(常任理事の選出)

第7条 規約第9条に基づく常任理事の選出は次のとおりとする。

(1) 理事長及び副理事長

(2) 各専門委員長及び事務局長

(3) 理事の内から、会長が指名する北信・東信・中信・南信の4地区ごとの代表理事各
1名

(評議員の選出)

第8条 規約第10条に基づき評議員の選出は各支部から1名とする。

(専門委員会)

第9条 規約第7章に基づき専門委員会（以下「委員会」という）の任務、構成及び運営は次のとおりとする。

2 委員会は、委員長1名、副委員長若干名、委員若干名で構成する。

3 委員長及び副委員長は理事会にて推薦し、会長が委嘱する。

4 委員長は理事長の指揮を受け、その担当業務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその業務を代行する。委員は委員長の命を受け、その担当

業務を処理する。

(委員会の業務)

第10条 委員会は、次の業務を処理する。

- (1) 総務委員会は、組織・渉外・予算・会議・報道・表彰・規約・庶務及びその他の委員会に属さない事項。
- (2) 指導普及委員会は、バレーボール（ソフトバレーボールを含む）人口の普及と子どもたちの技術の向上及び指導者の技術研修会の開催その他必要と認められる事項。
- (3) 競技委員会は、競技規則・競技日程の作成・企画・準備・会場・運営・競技記録・使用球・用具類その他競技に関し必要と認められる事項。
- (4) 審判委員会は、審判技術の統一研究・競技会の審判員の推薦・審判員の指導養成及びその他審判に関し必要と認められる事項。
- (5) 必要と認められ設置される委員会に関わる業務は別に定める。

附 則

この細則は平成25年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この細則は平成28年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この細則は令和3年4月1日から施行する。